

中地区まちづくり協議会規約

- 第1条 名称
- 第2条 区域及び構成
- 第3条 事務所
- 第4条 目的
- 第5条 事業
- 第6条 組織
- 第7条 会議
- 第8条 協議会会長、協議会副会長及び協議会委員
- 第9条 企画運営委員
- 第10条 専門部長・事務局長・会計の任期
- 第11条 事務局
- 第12条 会計
- 第13条 監事
- 第14条 会計帳簿
- 第15条 役員手当
- 第16条 個人情報の保護
- 第17条 経費
- 第18条 会計年度
- 第19条 規約の制定改廃
- 第20条 中地区センターとの関係
- 第21条 委任

(名 称)

第1条 本会は、中地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(区域及び構成)

第2条 協議会は、中区及び睦三区（以下「中地区」という。）の住民参画のもとに、中地区自治会役員及び各種団体等の役員をもって構成する。

2 協議会に参加を希望する団体等は総会の審議を経て承認を得た場合において加入することができる。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、中地区コミュニティー防災センター（掛川市中 3891-1）内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中地区区長会と連携をとりながら、男女共同参画の下で中地区が一体となって、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで夢と活力あふれる、安全・安心・快適な地域づくり・人づくりを目指し、人と人とのふれあいのある中地区を築くことを目的とする。

(事業)

第 5 条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全、防犯、防災など、安全で安心な地域づくりを進める。
- (2) 美しく衛生的な環境づくりと生活環境の保全を図る。
- (3) 住民の福祉意識の高揚と地域福祉活動の推進を図る。
- (4) 各種行事を通して住民の集会・交流活動を活発にし、連帯感を高める。
- (5) 講演会、講座等を開設し、住民相互の教養を高める。
- (6) 各種サークル活動を活発化し、お互いの交流と文化の向上を図る。
- (7) 地域住民のスポーツ参加を奨励し、健康の増進と親睦を図る。
- (8) 明るく快適で住みよい地域社会をつくり、青少年の健全育成を図る。
- (9) 行事、活動内容、情報等、地域住民への啓蒙啓発のため広報活動を推進する。
- (10) その他、目的達成のために必要な事業。

(組 織)

第 6 条 前条の事業を推進するため、協議会に次の組織を置く。

- (1) 総 会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 専門部会

福祉部・スポーツ振興部・生活安全部・教育文化部・広報生活
支援車部

(会 議)

第 7 条 協議会運営に関する会議は次のとおりとする。

(1) 総 会

- ①総会は、協議会会長が年度当初 1 カ月以内に招集し、開催しなければならない。
- ②総会は、協議会委員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。また、感染症等不測の事態で開催できない場合は、書面決議方式による総会を開催することができる。
- ③総会の議事の議決は、出席した協議会委員の過半数で決し、同数のときは議長の決するところによる。また、書面決議方式により開催する総会の議事は、提出された書面決議書の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ④総会は、協議会会長が議長となり、協議会委員、企画運営委員、事務局長、事務長及び監事によって構成する。
- ⑤中地区区民は総会の傍聴ができるが、議決権を有しない。
- ⑥協議会会長が必要と認めた場合、又は協議会委員の過半数から開催の要請があった場合はその日から 1 カ月以内に臨時総会を招集し開催しなければならない。

- ⑦総会は、予算・決算の審議、事業計画・事業報告の審議、役員
の承認、規約の改正等を行う。

(2) 企画運営委員会

- ①企画運営委員会は、企画運営委員長が召集し、企画運営委員長
が議長となる。
- ② 企画運営委員長には中地区区長があたり、企画運営副委員長
には中地区副区長並びに事務局長があたる。
- ③企画運営副委員長（中地区副区長）は、企画運営委員長の
補佐をし、企画運営委員長が事故あるときはその職務を代理又
は代行する。
- ④企画運営委員長は、自治会活動との連携を取りつつ協議会運営
の推進を図る。
- ⑤企画運営委員会は、企画運営委員の3分の2以上の出席（委任
状を含む）をもって成立し、議事の議決は、出席した企画運営
委員の過半数で決し、同数のときは企画運営委員長の決するこ
ろによる。
- ⑥企画運営委員会は、事業計画の適正な遂行を行うため、予算・
決算、事業計画の創案、進捗状況の確認、調整及び検証を実施
するため、必要に応じ随時開催する。
- ⑦企画運営委員会は、事業計画・事業報告、規約の改正等につい
て審議し、総会に提出する。

(3) 専門部会

- ① 各専門部は、専門部長、専門部副部長、専門部員並びに専門
部担当企画運営委員によって構成し、各専門部事業を企画・
立案し実施する。
- ② 専門部担当企画運営委員は中地区区長会から互選により選出
し、それぞれの専門部を担当する。

- ③ 各専門部長は、各専門部員からの互選による。
- ④ 各専門部長は、各専門部を統括し、事業の具体的な実施にあたる。
- ⑤ 専門部員は、各専門部長の統括のもと、各専門部の事業を実施する。
- ⑥ 各専門部員は、別途定める。

(4) その他の会議

中地区の発展に寄与する各種団体・組織等の会議。

(協議会会長、協議会副会長及び協議会委員)

第 8 条 協議会会長には、中地区区長があたり、協議会副会長には、中地区副区長及び事務局長があたる。

- 2 協議会委員は、公正に選出された各小区 4 名（男女 2 名ずつ）の代表者で構成する。
ただし、代表者は全ての協議会役員以外の者に限る。

(企画運営委員)

第 9 条 企画運営委員は、以下の役員で構成する。

- 2 企画運営委員長及び企画運営副委員長のほか以下の企画運営委員 10 名を置く。

中地区区長会 4 名、各専門部長 5 名、事務長 1 名があたる。

(専門部長・事務局長・事務長・会計の任期)

第 10 条 専門部長・事務局長・事務長・会計の任期は次のとおりとする。

- (1) 原則として 2 年とするが、再任を妨げない。
- (2) 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 11 条 事務局には、事務局長、事務長、会計及び事務補助員を配置

し、協議会、企画運営委員会並びに専門部会の的確な議事運営を図り、各会の連携を密にし、その庶務、会計を総括する。

2 事務局長並びに事務長及び事務補助員は企画運営委員長が任命し、総会の承認を得て就任する。

3 事務長の勤務は必要に応じて執務することとするが、基本的には月15日程度とする。

(会計)

第12条 会計担当は、企画運営委員長が任命し、総会の承認を得て就任する。

2 会計担当は、協議会活動に関わる全ての会計事務を行う。

3 会計担当は、迅速適正な事務処理を行うとともに、随時、事務長と会計帳簿並びに関係書類を共有する。

4 会計担当の勤務は、事務長と連携をとり、必要に応じ15日程度とする。

(監事)

第13条 監事は、原則として前年度中地区区長、及び中地区副区長の2名とする。

2 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、結果を総会において報告する。

(会計帳簿)

第14条 協議会は会の収入及び支出を明らかにするため、会計帳簿等を整備する。

2 中地区区民から帳簿等の閲覧の請求があった時は、正当な理由がない限り閲覧を認めなければならない。

(役員手当)

第15条 協議会役員の手当は、総会の議を経て、別に定める。

(個人情報保護)

第16条 協議会における全ての個人情報については、法律「個人情報の保護に関する法律」に基づき、その情報を適切に扱わなければならない。

(経 費)

第17条 協議会の運営に必要な経費は、各自治区の負担金、市等の交付金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の制定改廃)

第19条 この規約の制定改廃は、第7条の規定にかかわらず協議会会長が総会に諮り、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。

(中地区センターとの関係)

第20条 協議会は、中地区センターが存続する限りにおいて、その事業の一部を実施することができる。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は企画運営委員長が企画運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 28年1月31日より施行する。
- 2 この規約は、平成 29年4月 8日より施行する。
- 3 この規約は、平成 30年4月22日より施行する。
- 4 この規約は、令和 3年4月18日より施行する。